の解消の推進に関する条例」に基づく相談、 紛争の防止・解決の体制整備を車の両輪と して、障がいを理由とする差別の解消に向 けた取組みを進めています。

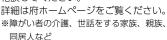
この条例に基づき、広域支援相談員を配置し、市町村の相談機関における相談事案(事業者における差別事案が対象)の解決を支援するとともに、相談機関では解決が困難な広域的・専門的な相談事案等に対応しています。また、知事の附属機関として大阪府障がい者差別解消協議会を設置し、障がい者差別解消の取組みの推進を図っています。

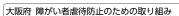
なお、条例は令和3 (2021) 年4月に 一部改正し、これまでは法律によって努力 義務とされていた事業者による合理的配慮 の提供を法的義務としました。

加えて、市町村や障がい者団体などと連携して、障がい及び障がいのある人に対する府民の理解を深める取組みを行っています。

養護者(※)・障がい者福祉施設従事者 等・使用者による虐待の相談は…

市町村の障がい者虐待防止センターに 相談してください。







障がいを理由とする差別に関する相談は…

市町村の相談窓口(障がい福祉担当課等) に相談してください。

詳細は府ホームページをご覧ください。



大阪府 市町村の相談窓口と府の広域支援相談員の連絡先 検 索

障がい者虐待に対する取組み

平成24(2012)年10月に「障害者虐待の 防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行され、 全市町村で障がい者虐待に対応する窓口を 明確にするとともに、障がい者虐待の早期 発見・対応を担う障がい者虐待防止セン ターの設置等、体制整備が進められました。

府内における令和3(2021)年度の障がい者虐待事案に関する相談・通報・届出受理件数は、養護者によるものが1,454件(うち虐待認定件数176件)、障がい者福祉施設従事者等によるものが331件(うち虐待認定件数60件)、使用者によるものが63件でした。

大阪府では、使用者による虐待の通報へ

の対応や市町村及び関係機関との連絡調整 等の後方支援を担う「大阪府障がい者権利 擁護センター」を福祉部障がい福祉室に設 置しています。そして、市町村が障がい者 虐待に適切に対応できるように、障がい者 虐待対応マニュアルの普及の促進や研修を 実施しています。さらに、市町村が対応に迷 うような障がい者虐待事案に対し、弁護士 や社会福祉士等を派遣し専門家の助言など を得られるよう支援を行っています。また、 障がい者福祉施設従事者等による虐待防止 の体制づくりを図るため、事業所等職員向 け虐待防止研修を通じ、障がい者虐待につ いて理解を深め、効果的な虐待防止策を講 じることができるよう支援しています。

障がい者に関するマーク



大阪ふれあいキャンペーン実行委員会発行「大阪ふれあいおりがみ」より

旧優生保護法について

昭和23(1948)年に制定された旧優生保護法は、遺伝性疾患を理由とした強制的な不妊手術である優生手術の実施等について定めていました。この法律に基づき、多くの方々が、特定の疾病や障がいを有すること等を理由に、平成8(1996)年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられました。

このことに対する反省から、平成31(2019)年4月24日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)が施行され、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対して、一時金が支給されることとなりました。また、法律の成立を受けて、「真摯に反省し、心から深くお詫び申し上げます」との首相談話が公表されました。

大阪府では、一時金請求や相談を受け付ける専用窓口を設置し、対象となる方のプライバシーに配慮しつつ支援するとともに、市町村・保健所・医療機関・福祉団体等を通じたリーフレット等の配布や広報紙及びホームページへの掲載等により、制度や相談窓口の周知を行っています。



大阪府 旧優生保護法

